

西村あさひ法律事務所  
弁護士/ニューヨーク州弁護士  
藤井 康次郎

## EU によるパキスタン産 PET の輸入に対する CVD 措置に係るパネル報告 (WT/DS486/R)

### 第 1 経緯

2009 年 7 月 20 日 CVD 申請

2009 年 9 月 3 日 調査開始

2010 年 5 月 31 日 イラン、パキスタン、UAE 産 PET に CVD 課税を認める仮決定

2010 年 9 月 27 日 同 CVD 課税を認める最終決定

※ EU の調査当局は、補助金と損害についての調査対象期間は 2008 年 7 月 1 日～2009 年 6 月 30 日とし(調査対象期間として、POI もしくは IP としてパネル報告書で言及)、損害の評価に関連する傾向の分析は、2006 年 1 月～2009 年 6 月 30 日の期間を参照した。(パラ 7.106 脚注 227 参照)

2014 年 10 月 28 日 パキスタンによる協議要請

2015 年 2 月 12 日 パキスタンによるパネル設置要請

2015 年 3 月 25 日 パネル設置

2017 年 3 月 31 日 パネル報告書発出

2017 年 8 月 30 日 EU による上訴

### 第 2 論点

当事者の中で争われ、パネルが判断を下した主な論点は以下のとおりである<sup>1</sup>。

- 先決的判断(preliminary ruling)について
  - 問題となっている EU による CVD 課税は、2015 年 9 月 30 日に終了していることをもって、パネルの審理は終了すべきか
- パキスタンの輸出品の投入物に対する輸入税の取り戻し制度である Manufacturing Bond Scheme (MBS) について
  - EU の調査当局が、MBS について、払戻し額全額について、政府による資金的貢献があると認定した点について、SCM 協定 1.1(a) (1) (ii) と整合するか

---

<sup>1</sup> その他に、訴訟経済を理由に判断を下さなかった論点も多く存在する。

- また、上記の論点と連動して、EU の調査当局が、MBS について輸出補助金であると認定した点について、SCM 協定 3.1(a) と整合するか
- パキスタンの公的輸出金融スキームである Long Term Financing of Export-Oriented Projects (LTF-EOP) について
  - EU の調査当局が、LTF-EOP について、LTF-EOP の受給者がマーケットで入手可能な比較可能な商業ローンとの比較を通じて適切な利益の計算を怠ったものかどうか、そして、SCM 協定 14(b) と整合するか
  - また、この論点と連動して、EU の調査当局が、LTF-EOP について、利益の存在について不適切な分析と認定をしたものかどうか、そして、SCM 協定 1.1(b) と整合するか
  - また、この論点と連動して、EU の調査当局が、LTF-EOP について、調査当局が利益の計算について適用する方法についての適切な説明を怠ったものかどうか、そして、SCM 協定 14 柱書と整合するか
- 因果関係について
  - EU の調査当局による、調査対象の補助金輸出と損害との間の因果関係を考慮し、その後、知られたる他の要因によりかかる因果関係が遮断されることになるかを検討する因果関係の認定手法 (break the causal link) が、SCM 協定 15.5 と整合するか、
  - EU の調査当局は価格の下回り (price undercutting) のみをもって、またはもしくは、対象輸入の増加と国内産業との間の損害との時間的一致のみをもって、因果関係を認定したものであるかどうか、そして、これが SCM 協定 15.5 と整合するか、
  - EU の調査当局が、調査対象の補助金輸出と損害との間の因果関係の認定にあたり、韓国からの輸入、2008 年の景気低迷、非協力 EU 生産者からの競争、原油価格といった他の知られたる要因による効果を適切に峻別することを怠ったのではないか、そして、SCM 協定 15.5 と整合するか
- 現地調査について
  - EU の調査当局が現地調査の結果を現地調査の対象となった輸出者に開示するとの義務を怠ったのではないか、そして、SCM 協定 12.6 に整合するか

### 第3 パネルの判断

※ 解説の便宜として、末尾に参照資料としてパネル判断において主に取り上げられた WTO 協定の条文を掲載している。

#### 1 先決的判断(パネル審理を終了すべきか)

##### (1) 論点

- 問題となっている EU による CVD 課税は、2015 年 9 月 30 日に終了していることをもって、パネルの審理は終了すべきか。

## (2) 協定解釈

- パネル、上級委の先例上<sup>2</sup>、終了した措置について審理を終了させるかについては、パネルには裁量がある。(パラ 7.13)

## (3) 事実認定及び結論

- 裁量を行使するにあたり、本件に特有の以下の事情を考慮する。①パネル設置後に措置が終了している。②パネル設置要請者であるパキスタンは終了した CVD 措置についてのパネルの判断を求めている。③将来パキスタンからの輸入に対して EU が、協定不整合が問われている今回の措置と同様のまたは重要な点において類似する方法で CVD 課税をする合理的な可能性がある。したがって、パネルは本件の審理を継続する (パラ 7.13)

## 2 MBS について(資金的貢献の有無)

### (1) 論点

- EU の調査当局は、MBS について、パキスタンは、調査対象企業である Novatex が輸出する PET の生産に用いた投入物を確認するための信頼できるシステムを欠き、また、パキスタンは実際に消費された投入物についてのさらなる検証を行わなかったことを根拠に、税の払戻しについて超過分ではなく、払戻し額全額について、補助金であるとして、CVD 課税を課した。
- EU の調査当局が、MBS について、払戻し額全額について、政府による資金的貢献があると認定した点について、SCM 協定 1.1(a)(1)(ii) と整合するか。
- また、上記の論点と連動して、EU の調査当局が、MBS について輸出補助金であると認定した点について、SCM 協定 3.1(a) と整合するか。

### (2) 協定解釈

- SCM 協定 1.1(a)(1)(ii) では、問題となった措置と規範的なベンチマークとの比較が求められる<sup>3</sup>が、MBS のような税の払戻し制度の場面で、何を比較すべきかについては沈黙している。この点は、同規定の注が重要なガイダンスとなる。これを踏まえると、問題となる会社が受けた税の払戻しと当該会社が負担した輸出産品を生産するために輸入した投入物にかかる輸入税とを比較することとなる。前者が後者を上回る限りにおいて補助金が存在することになる。これを超過払戻原則 (Excess Remissions Principle) と呼ぶこととする。(パラ 7.36-37)
- EU は、「千九百九十四年のガット第十六条(第十六条の注釈及び補足規定)及びこの協定の附属書 1 から附属書 3 までの規定に基づき」との SCM 協定 1.1(a)(1)(ii) の注の文言を根拠に、超過払戻原則が税の払戻しの場面で適用されない場合があるとするので、この点を当該文言とこれにより引用されている規定の文言を検証する。(パラ 7.38)
- 注の文言について、辞書的には、「基づき (accordance)」とは、「agreement、conformity、harmony」を意

<sup>2</sup> ABR, *EC-Banana III (Article 21.5-Ecuador II) / EC-Banana III (Article 21.5-US)*, para. 270, ABR, *China-Raw Materials*, para. 273 等。

<sup>3</sup> ABR, *US-Large Civil Aircraft (2nd Complainant)*, para. 808

味する。したがって、超過払戻原則は、注により引用された規定と合意、整合、調和していることになる。これを踏まえると、EU の主張は文言と緊張関係にあるといえる。ある原則が、当該原則の潜在的な排除を規定した規定と合意しているというのは矛盾しているように思われる。実際に、SCM 協定中、そのような意味で「in accordance with」という文言が使われている他の例は不見当である。ただし、引用されている規定自体が超過払戻原則を合意している限りで適用される、すなわち、引用規定が超過払戻原則の適用を限定している場合には適用されないとされる可能性もあり得るので、引用されている諸規定についても検討をする。(パラ 7.39-40)

- GATT16 条の注記は、SCM 協定注 1 の元となっているものであり、SCM 協定と伴に補助金を規律するものであり、一定の重要性が認められるが、GATT16 条の注記は超過払戻原則の適用について何ら限定をしていない。(パラ 7.41-42)
- 附属書 I は、(g)、(h)、(i)において、SCM 協定 1.1(a)(1)(ii)の注の後半の状況に類似しており、いずれも超過払戻原則を確認している。特に、(i)は輸入税の払戻しについて規定している。附属書 I は超過払戻原則を再言するものである。(パラ 7.43-44)
- 附属書 II を参照するに、まず附属書 II (I) は MBS のような税の払戻し制度に適用されるものであるところ、何ら、超過払戻原則以外の場合に補助金となる場合を規定もしていないし、超過払戻原則の適用を制限することも規定していない。そして、附属書 II (I) は附属書 II の冒頭に置かれていることから、附属書 II (II) を解釈する文脈となる。さらにいえば、附属書 II (I) は(II)の範囲が、税の払戻し制度の下における税の払戻しが超過するがゆえに補助金となるか否かを判断するという文脈に限定されていることを示唆する。(パラ 7.45-47)
- 附属書 II (II) は、調査当局に指針を示している。同(1)は、調査当局が、輸出国が輸出産品に消費された投入物であるかについて追跡するシステムを備えているかを決定し、備えていると決定する場合にはその信用性を評価すべきことを規定する。もっとも、かかる指針が適用されるのは、「輸出される産品の生産において消費される投入物に対して課された間接税又は輸入課徴金の額を超える額による払戻しによって補助金を交付するものであると申し立てられた場合」のみであり、超過払戻原則が機能することを想定するものである。(パラ 7.48-50)
- 附属書 II (II) (2) は、信頼できるシステムがない場合に、輸出国の実際に消費された投入物に基づくさらなる検証が行われる必要があるが、これは、「超過して払戻しが行われているかいないかを決定するため」に行われるものである。これは、附属書 II が超過払戻しに焦点を当てたものであるとの解釈を補強する。附属書 II (II) (2) は、輸出国がかかるさらなる検証を行わなかった場合について規定していない。EU はこれをもって超過払戻原則の適用が終了し、EU が本件の調査で行ったように、払戻し額全額について補助金を認定するとの他の原則が適用されるとする。しかし、これには同意できない。確かに附属書 II (II) (2) は不完全なガイダンスであるが、かかる沈黙によって補助金協定の注 1 を補助金協定から排除されるとする合理的な理由は不見当である。かかる沈黙によっても附属書 II の他の部分は機能を止める訳ではなく、附属書 II (II) (2) は全体として、(同(1)が規定する)「輸出される産品の生産において消費される投入物に対して課された間接税又は輸入課徴金の額を超える額による払戻しによって補助金を交付するものであると申し立てられた場合」にのみ機能するものである。(パラ 7.51-52)
- 附属書 III については、同(3)が附属書 II (II) (2) と構造が類似であるが、(単なる沈黙)より明確な兆候が

ない限り、SCM 協定 1 条の何が補助金に該当するかのルールを変更するものではなく、かかる兆候は附属書Ⅲを含むこれまで検討した規定のどこにも存在しない。(パラ 7.53-55)

- 輸入税の払戻しが税の払戻し制度の下で SCM 協定 1.1(a)(1)(ii)で規定される資金的貢献に該当するかは、超過払戻原則によるものとし、EU の主張は排斥する。(パラ 7.56)

### (3) 事実認定及び結論

- EU の調査当局は、その仮決定と最終決定において、パキスタンが投入物を確認するための信頼できるシステムを適用せずに、また、パキスタンはこの点についてのさらなる検証を行わなかったことを根拠に、税の払戻しについて超過分ではなく、払戻し額全額について資金的貢献とした。しかしながら、これらの根拠は、超過払戻原則からの逸脱を許容するものではない。EU の調査当局は、払い戻し全額について資金的貢献を認定したことについて合理的かつ十分な説明を怠ったものであり、SCM 協定 1.1(a)(1)(ii)不整合である。(パラ 7.57-58)
- 輸出加盟国が投入物を確認するための信頼できるシステムを構築しておらず、また、輸出加盟国において実際の投入物についてのさらなる検証を欠くといった事態に対応するには、調査当局はSCM 協定 12.7 条に沿って入手可能な情報に基づいて認定することで対応しなくてはならない。(パラ 7.59)
- (上記のとおり)EU の調査当局は、EU の調査当局は、払い戻し全額について資金的貢献を認定したことについて合理的かつ十分な説明を怠ったものであり、SCM 協定 1.1(a)(1)(ii)不整合である。したがって、EU の調査当局は、輸出補助金の存在についても不適切に認定したとのことになり、SCM 協定 3.1 に不整合である。

## 2 LTF-EOP について(利益性、市場ベンチマーク)

### (1) 論点

- LTF-EOP は、パキスタン政府が認定した輸出企業に対して、パキスタン政府が事前に承認した銀行を通じて供与する政府支出によるローンであり、銀行は特定の水準(年度毎にパキスタン銀行(State Bank of Pakistan: SBP)が決定する基準金利に 3%までのマークアップを加えることが可能)を超える利息を設定することは禁止されている。Novatex は、2005 年 6 月に LTF-EOP 下でのローンを 5 つの銀行団からなるコンソーシアムと締結した。当該ローンは、時の経過と伴に引き出すことのできる複数のトランシェから成っており、それぞれのトランシェは 7.5 年の満期であり、引き出しの時点の時点で適用される利率により固定されたものである。利率は SBP の年度毎の基準金利に 1.8%のマークアップを加えたものであり、2005 年 6 月の SBP 基準金利は 5%であり、その後に変化はなかった。そのため、Novatex が引き出したすべてのトランシェについて金利は同じであり、6.8%であった。EU の調査当局は、ベンチマークとなる入手可能な商業的ローンについて、SBP のウェブサイトから入手した調査対象期間(POI)に妥当した金利(SBP レート)を選択し、それは 14.4%であった。SBP レートは、SBP が決定する上記の基準金利とは異なるものであり、SBP がそのウェブサイトで公表している月次毎のパキスタンにおけるローンの通常のコストである。
- EU の調査当局が、LTF-EOP について、LTF-EOP の受給者がマーケットで入手可能な比較可能な商業ローンとの比較を通じて適切な利益の計算を怠ったものかどうか、そして、SCM 協定 14(b)と整合するか。

- また、この論点と連動して、EU の調査当局が、LTF-EOP について、利益の存在について不適切な分析と認定をしたものかどうか、そして、SCM 協定 1.1 (b) と整合するか。
- また、この論点と連動して、EU の調査当局が、LTF-EOP について、調査当局が利益の計算について適用する方法についての適切な説明を怠ったものかどうか、そして、SCM 協定 14 柱書と整合するか。

## (2) 協定解釈

- SCM 協定 14 (b) は、貸付が受給者に利益を与えるものであるかを認定するためのガイドラインである。これらのガイドラインによれば、ベンチマークは、比較可能な商業的ローンであり、比較が意味あるものとなるように、調査対象のローンと共通する要素を可能な限り多く有すべきである<sup>4</sup>。かかるベンチマークの選定は、調査対象のローンと最も近い商業的ローン(同じ借り手に対する、時点、構造、満期、規模、通貨といった点についてほぼ同一のローン)から始まり、より類似でないローンへと比較可能性を確保する観点からの調整を加えつつ動いていくという進展的な探求作業を伴うものである<sup>5</sup>。もし、マーケットで入手可能な商業的ローンが存在しない場合には代用(proxy)を用いることも許される<sup>6</sup>。比較は、あたかも同じ時点においてベンチマークとなるローンが供与されたかのように行うべきであり、貸し手と借り手が取引にコミットした時点が焦点となる<sup>7</sup>。(パラ 7.65-66)
- SCM 協定 14 (b) を請求原因とする場合には、パキスタンが EU の選択した SBP レートが Novatex がマーケットにおいて入手可能な比較可能な商業的ローンにおいて支払う額ではないことについて、一応の(*prima facie*)立証をしなくてはならない。(パラ 7.68)

## (3) 事実認定及び結論

- 元本の引き出しの時点について、EU の調査当局に調査の過程で顕在化された、Novatex への質問状、質問状への Novatex からの回答と添付されたオリジナルのスプレッドシート、Novatex への補充照会文書(Second deficiency letter)と Novatex からの改訂版スプレッドシート、LTF-EOP のオファーレター、LTF-EOP 契約書、Novatex の年次報告書を総合衡量すれば、合理的な調査当局であれば、POI の以前の時点で引き出された元本があった(オリジナルと改訂版のスプレッドシートの opening 欄の記載は、POI 以前に引き出された元本を指す)と認定できたはずである。(パラ 7.69-91)
- 基準時の観点からは、以下の 3 つが貸し手と借り手が取引にコミットした時点として適切である可能性がある。①LTF-EOP 契約が締結された 2005 年 6 月、②各トランシェが引き出され、当該トランシェに金利が割り当てられた時点、③トランシェの引き出し期間を延長した時点である。もっとも、EU の調査当局は、ベンチマークとした SBP レートについて、これらのいずれの時点とも有意に関係することを全く説明、証明できていない。SBP レートは、月次毎に存在するローンの通常のコスト、すなわち、調査対象期間におけるパキスタンにおける商業的ローンの金利にしか過ぎない。これは、(a)銀行が各月に貸出をする際に意図する金利(もしくはその平均)であるのか、(b)銀行が有する各月の残高の金利を意味するのかもはっきりしない。(a)であれば、POI 以前の元本の引き出しには関連性がなく、POI 期間中の引き出しとの関係でもあいまいな関係しかないことになり、(b)であったとしても、SBP レートの

<sup>4</sup> ABR, *US- Antidumping and Countervailing Duties (China)*, para. 476.

<sup>5</sup> 同上, para. 486.

<sup>6</sup> 同上, para. 487.

<sup>7</sup> ABR, *EC and Certain Member States-Large Civil Aircraft*, paras. 835-836.

基礎となるローンがいつ締結されたものであるかはあいまいであり、上記の①-③の時点といかにして有意に一致するののかについてもあいまいである。そのため、基準時という意味において、SBP レートは比較可能な商業的ローンと関連しているのかについて深刻かつシステミックな疑義がある。(パラ 7.100)

- SBP レートは、すべてのパキスタンの銀行における存在するローンの通常の金利の月次毎の平均である。ローンの構造、満期、規模や借り手の特徴について何ら有意な洞察をもたらすものではない。なお、EU は、SBP レートは、カラチ銀行間基準金利(KIBOR)と同値であるとするが、仮にそれが事実であったとしても、KIBOR について、基準時、構造、規模といった点で関連性を示すものは記録には存在しない。(パラ 7.101)
- EU の調査当局は、LTF-EOP の受給者である Novatex がマーケットで入手可能な比較可能な商業ローンについて適切に特定することを怠ったものであり、SCM 協定 14(b) と不整合に行動した。また、これにより、SCM 協定 1.1(b) とも不整合に行動した。(パラ 7.102)
- EU の調査当局の SCM 協定 14(b) との不整合は、何故 SBP レートが比較可能な商業的ローンと関連するかについての説明を怠った点に起因する。この点をもって、EU の調査当局は、利益の計算について適用する方法についての適切な説明を怠ったといえ、SCM 協定 14 柱書と不整合に行動したといえる。

### 3-1 因果関係について(認定手法の問題)

#### (1) 論点

- EU の調査当局による、まず調査対象の補助金輸出と損害との間の因果関係を考慮し、その後、知られたる他の要因によりかかる因果関係が遮断されることになるかを検討する因果関係の認定手法(break the causal link)が、SCM 協定 15.5 と整合するか。
- EU の調査当局は価格の下回り(price undercutting)のみをもって、またはもしくは、対象輸入の増加と国内産業との間の損害との時間的一致のみをもって、因果関係を認定したものであるかどうか、そして、これが SCM 協定 15.5 と整合するか。

#### (2) 協定解釈

- US-Wheat Gluten 事件で上級委が採用した three step analysis<sup>8</sup>について、US-Lamb 事件の上級委は、因果関係に関する義務を遵守するための論理的過程を示したものに過ぎず、セーフガード協定の文言から要請される法的なテストとは異なるとした<sup>9</sup>。上級委は、いかにして増加した輸入とその他の要因とを峻別するかの方法については、セーフガード協定上特定されておらず、いかなる方法であろうとも、最終的な輸入増加と因果関係の認定の前にその他の要因による損害を区別をすることが必要であるとした<sup>10</sup>。後の事件において、AD 協定 3.5、SCM 協定 15.5<sup>11</sup>においても同様であることが確認された。(パラ 7.114-115)

<sup>8</sup> ABR, *US-Wheat Gluten*, para. 69.

<sup>9</sup> ABR, *US-Lamb*, para. 178.

<sup>10</sup> ABR, *US-Lamb*, paras. 178-181.

<sup>11</sup> PR, *EC-Countervailing Measures on DRAM chips*, para. 189 等。

### (3) 事実認定及び結論

- US-Wheat Gluten 事件の上級委が採用した three step analysis は因果関係の分析にあたり遵守すべき方法であるとするパキスタンの主張は排斥する。(パラ 7.116)
- また、中間決定からも明らかなおり、EU の調査当局の因果関係の認定手法は、初期的に存在するとした調査対象の補助金輸入と損害との間の因果関係について、その他の要因の分析により否定される余地を認めるものである。他の要因による損害効果を区別した後に、はじめて最終的に対象輸入の損害効果を認定するものである。また、EU の調査当局の認定手法は、何ら SCM 協定 15.5 に沿って、その他の要因による損害効果を峻別すること、その他の要因の損害効果の性質と範囲についての満足のいく説明をすることを妨害するものではない。したがって、EU の調査当局の因果関係の認定手法(break the causal link)は SCM 協定 15.5 に不整合とはいえない。(パラ 7.117-120)
- EU の調査当局は、因果関係の認定にあたり、(a) 国内産業の状況、(b) 対象輸入の価格の下回り、(c) PET はコモデティであり、競争は主に価格により行われること、(d) 対象輸入は価格形成にあたり下方圧力を与えたものであるとの観察、(e) 対象輸入の増加、(f) 対象輸入の市場シェアの増加といった要素を考慮した。したがって、EU の調査当局は価格の下回り(price undercutting)のみをもって、またはもしくは、対象輸入の増加と国内産業との間の損害との時間的一致のみをもって、因果関係を認定したものであるとのパキスタンの主張は排斥する。EU の認定手法は SCM 協定 15.5 に不整合とはいえない。(パラ 7.124-127)

## 3-2 因果関係(non-attribution)

### (1) 論点

- EU の調査当局が、調査対象の補助金輸出と損害との間の因果関係の認定にあたり、韓国からの輸入、2008 年の景気低迷、非協力 EU 生産者からの競争、原料である原油価格といった他の知られたる要因による効果を適切に峻別することを怠ったのではないか、そして、SCM 協定 15.5 と整合するか。

### (2) 協定解釈

特になし

### (3) 事実認定及び結論

- 韓国からの輸入について、EU の調査当局は、国内の同種の製品の価格を下回っていること、その輸入量とマーケットシェアが増加していることを明示的に認定した上で、対象輸入による価格の下回りの程度がより大きかったことから、韓国からの輸入の影響は限定的であるとした。これは PET はコモデティであり競争は主に価格によりなされるとの認定を踏まえると合理的であると思われる。また、対象輸入の増加の方がより激しかったことも認定されている。したがって、韓国からの輸入についての分析が SCM 協定 15.5 に不整合とはいえない。(パラ 7.134)
- 景気低迷について、EU の調査当局は、マーケットの成長が予期していたよりも低迷したこと、需要の縮減をもたらしたことが国内産業の全体的な業績に影響を与えたことを認定しつつ、同時に、対象輸入の増加が、かかる状況をさらに悪化させた(exacerbated)こと、仮に対象輸入の不公正な廉価な輸入に

よる競争がなかりせば許容できる価格水準を国内産業が維持できたことを認定した。これは、十分に景気低迷による損害効果を峻別したものといえ、SCM 協定 15.5 に不整合とはいえない。(パラ 7.143)

- 非協力 EU 生産者からの競争について、EU の調査当局は、2006 年～POI の間では非協力 EU 生産者は 4.5%市場シェアを減らした(20.5%→16%)を認定するも、2008 年～POI の間では 3.6%市場シェアを増加させた(12.4%→16%)に注意を払わなかった。そして、かかる非協力 EU 生産者による市場シェアの増加は、(a)8.3%の国内産業のシェアの減少、(b)2.6%の対象輸入による市場シェアの増加、(c)2.0%の調査対象外の輸入による市場シェアの増加と時期を同じくする。2008 年から POI にかけて、非協力 EU 生産者は国内産業の犠牲の上でもっとも市場シェアを増加させた。EU の調査当局は 2006 年～POI までの間の国内産業のシェアの減少を国内産業の損害を認定する上で意義深いものとして考慮していることからしても、非協力 EU 生産者が 2008 年～POI の間に市場シェアを増加させた点についてはさらなる検証が求められたと考えられる。したがって、SCM 協定 15.5 に不整合である。(パラ 7.150-152)
- 原油価格について、EU の調査当局は、POI 期間全般にわたって原油価格が低迷していたわけではなく、POI 初期に激しく落ち込み、その後回復するという形で変動していた(volatile)としたが、利害関係者は POI 全期間でなくその一部である 2008 年 9 月から 2009 年 6 月についてだけ EU の PET 価格が原油価格の低迷によるものであるとしたに過ぎず、それに対する適切な応答とはなっていない。したがって、SCM 協定 15.5 に不整合である。(パラ 7.156-160)

#### 4 現地調査

##### (1) 論点

- EU の調査当局が現地調査の結果を現地調査の対象となった輸出者に開示するとの義務を怠ったのではないか、そして、SCM 協定 12.6 に整合するか。

##### (2) 協定解釈

- SCM 協定 12.6 は、調査当局に以下の二つのいずれか方法を果たす義務を負わせる。(a)当該調査の結果に関係する企業がその結果を入手することができるようにする、又は、(b)12.8 の規定に従ってこれらの企業にその結果を通知する。いずれせよ現地調査の「結果(result)」について調査対象となった会社に提供することが求められる。SCM12 条もその他規定も「結果」を定義していないが、辞書的意味もふまえ、現地調査の outcomes(結果)が何であったのかを指すものとして解釈される。(パラ 7.167-168)
- そして、現地調査の目的も踏まえてさらに解釈すると、12.6 が引用する附属書 VI を参照するに、現地調査の目的は 7 項において、「提供された情報を確認し又は更に詳細な情報を入手すること」とされており、さらに、「訪問調査の前に、確認する情報の一般的な性格及び追加的に必要な情報について関係企業に通知することを標準的な慣行とすべきである。ただし、このことは、入手した情報に照らして更に詳細な情報の提供を現地において要請することを妨げるものではない」とされる。これらを踏まえると、現地調査の主な目的は、調査当局が提供された情報の正確性を確認することを可能とすることにあるといえ、これは当局は「利害関係を有する加盟国又は者が提供した情報であって、自己が行う認定の根拠とするものの正確さについて、調査の過程において十分に確認する」とする SCM 協定 12.5 や AD 協定 6.7 に関連する過去の採択されたパネル報告書からも補強される。(パラ 7.169-171)

- SCM 協定 12.6 が 12.8 に言及していることの意義は、(a) 調査当局がいかに現地調査の結果について伝達するかの方法について柔軟性を与え、(b) 調査当局がいつの時点で現地調査の結果について伝達するかについて柔軟性を与えるという手続的な側面を明らかにする点にあるのであり、(EU が主張する) 12.8 に規定される重要事実の開示の範囲でもって現地調査の結果の提供とできるという実質面を規定するものではない。(パラ 7.172-173)
  - 12.6 の現地調査の結果の内容については、現地調査の目的、SCM 協定が書面による情報提供に重きを置いていること、調査の利害関係者の権利という観点から、以下のミニマムスタンダードが妥当すると示唆される。(a) 質問状への回答もしくは他に提供された情報で補強証拠が必要となるもの、そして、かかる補強証拠が提供されたか、(b) 調査当局が現地調査の現場で追加の情報の提供を求めたか、そして、かかる情報が提供されたか、(c) 調査当局が要請した書面を収集したか、そして、収集したのはいかなる書面であるのか、(d) 調査当局は補強証拠が求められた情報について検証できたか。
- (3) 事実認定及び結論
- EU の調査当局は、Novatex 社に対して、仮決定と最終決定に伴う重要事実を開示したが、現地調査の結果との関係では、MBS についての特定の側面についてのみ関連するものであり、十分な現地調査の結果の提供とはいえない。したがって、EU の調査当局は SCM 協定 12.6 に不整合に行動した。

#### 第4 検 討

- 税の払戻し制度に関して、本件パネルは、「超過払戻原則」という概念を SMC 協定の関連規定から導き出して、これを徹底している。この点については、かかる概念は SMC 協定上には存在しないのであり、パネルによる概念の創出であり、適当ではないとの問題提起がなされ得るであろう。また、実質的にも、輸出加盟国に払戻しの対象となる投入物の信頼できる追跡制度が存在せず、また、輸出加盟国が実際の投入物の検証も怠っている場合には補助金で対抗できなくなるのではないかと EU の懸念自体は適切な問題意識であると思われる。払戻が超過して行われていないことを追跡できないような杜撰の制度の下で、税の払戻をしている場合には、補助金の存在を肯定してもよいとの法的構成もあり得るかもしれない。上級委の判断が待たれる。
- 他方、本件パネルは解決策として FA の利用を挙げているが、協定整合性を担保しつつ、対抗する手法としては合理性があると思われる。ただし、どのような FA を使うのかについてさらなる検討を深める価値があるように思われる。たとえば、当該企業の国内向け出荷と輸出との割合をそのまま適用する等が考えられるかもしれない。
- 政府や公的機関による低金利融資は、補助金の規模も大きくなりがちであり、また、多く存在する形態であると思われる中で、比較可能な商業ローンの選択は補助金への対抗策として非常に重要なハードルとなり得る。そもそも、ゾンビ企業や補助金受給企業は、商業的ローンをマーケットでは得ることができずにいることが多いことが想定され(もしくは、韓国 DRAM のケースのように、商業的ローンを得ていても、政府の委託指示による歪曲があることも想定され)、当該調査から比較可能な商業ローンを直接的に探してくることは困難である。結局、金利の専門家を交えて、厳密な分析が要請されることとなるのではないかと。なお、本件のパネル判断は、規範は過去の上級委判断に触れつつ厳密な比較可能性を確保する上でのさまざまな調整を求めるものでありやや理想論に傾斜しているきらいがあるものの、

あくまで本件の事案を見るに、EU 当局の説明の仕方の問題としてそもそもさまざまな角度から比較可能性を確保する上での関連性を全く示していない事例であったともいえ、その意味で射程を限定していく方向で位置づけていくべきではないか。

- 因果関係の分析の非帰責原則に関して、EU 当局が、韓国からの輸入については価格の下回りの度合いが対象輸入に比し小さかったことをもって損害効果を限定的とした点について、パネル判断は協定不整合とはいえないとした点には一定の意義があるように思われる。日本からの輸入について他の輸入に比し価格水準が高いとして、お目こぼしをもらうような場面に応用可能であるようにも思われるからである。もっとも、本件の事案は、イラン、パキスタン、UAE からの PET 輸入について CVD が問題となった事案であり、韓国については補助金を探すのが難しかったので、韓国がお目こぼしを受けただけのようにも思われるので、他の AD 調査が問題となるような事案に広く活用することができるかは予断できない。
- 因果関係の分析の非帰責原則に関して、非協力国内産業からの競争を取り上げ、EU の協定不整合を指摘した点は意義深いと思われる。EU に止まらず、中国のように協力企業だけで国内産業を画定する実務に対する有力な対抗策ともなり得る。また、新興国での過剰生産問題への対応としても応用が可能であると思われる。ただし、そもそも、国内産業を画定するにあたり、EC-Fasteners (China) 事件の上級委判断からは、国内産業を代表しているのか(代表性)が問われるはずであるところ、こちらの確保を追及していくアプローチもあり得るだろう。

以 上

## 参照条文抜粋

### <GATT1994>

#### GATT16 条注記

いずれかの輸出産品が、国内消費に向けられる同種の産品に課せられる関税若しくは租税を免除されること又はそれらの関税若しくは租税が課せられたときにその額をこえない額だけ払いもどしを受けることは、補助金の交付とみなさない。

### <SCM 協定>

#### 1 条 補助金の定義

1.1 この協定の適用上、次の(a)の(1)又は(2)のいずれか及び(b)の条件が満たされる場合には、補助金は、存在するものとみなす。

(a) (1) 加盟国の領域における政府又は公的機関(この協定において「政府」という。)が資金面で貢献していること。すなわち、

(ii) 政府がその収入となるべきものを放棄し又は徴収しないこと(例えば、税額控除等の財政による奨励)。(注)

注：千九百九十四年のガット第十六条(第十六条の注釈及び補足規定)及びこの協定の附属書1から附属書3までの規定に基づき、いずれかの輸出産品が、国内消費に向けられる同種の産品に課される関税若しくは内国税を免除されること又はこれらの関税若しくは内国税が課されたときにその額を超えない額だけ払戻しを受けることは、補助金とはみなさない。

#### 3 条 禁止補助金

3.1 農業に関する協定に定める場合を除くほか、第一条に規定する補助金のうち次のものについては、禁止する。

(a) 法令上又は事実上(注1)、輸出が行われることに基づいて(唯一の条件としてであるか二以上の条件のうち一の条件としてであるかを問わない。)交付される補助金(附属書1に掲げるものを含む(注2)。)

#### 12 条 証拠

12.5 当局は、12.7に規定する場合を除くほか、利害関係を有する加盟国又は者が提供した情報であって、自己が行う認定の根拠とするものの正確さについて、調査の過程において十分に確認する。

12.6 調査当局は、必要に応じ、他の加盟国の領域において調査を行うことができる。ただし、調査当局が当該他の加盟国にその旨を十分な時間的余裕をもって通知し、かつ、当該他の加盟国が調査に反対しないことを条件とする。更に、調査当局は、企業の構内において調査を行うこと及び企業の記録を調べるこ

とができる。ただし、(a)当該企業が同意すること及び(b)当該他の加盟国がその旨の通知を受け、反対しないことを条件とする。企業の構内において行う調査については、附属書6に定める手続を適用する。秘密の情報の保護に関する要件に従うことを条件として、当局は、当該調査の結果に係る企業がその結果を入手することができるようにするか又は12.8の規定に従ってこれらの企業にその結果を通知するものとし、また、申請者がその結果を入手し得るようにすることができる。

12.8 当局は、最終的な決定を行う前に、検討の対象となっている重要な事実であって、確定的な措置をとるか否かを決定するための基礎とするものを利害関係を有するすべての加盟国又は者に通知する。その通知は、これらの者が自己の利益を擁護するための十分な時間的余裕をもって行われるべきである。

#### 14条 補助金を受ける者の利益による補助金の額の算定

この部の規定の適用上、調査当局が1.1の規定に従い補助金を受ける者に与えられる利益を計算するために使用する方法は、当該加盟国の国内法令又は実施規則に規定する。また、加盟国は、個々の事例についてこの方法を適用するに当たって、透明性をもって実施し、かつ、適切に説明する。この方法は、次の指針に適合するものとする。

(b) 政府による貸付けは、当該貸付けを受けている企業が当該貸付けに対して支払う額と当該企業が市場で実際に同等な商業的貸付けを受ける場合に当該商業的貸付けに対して支払う額との間に差がない限り、利益をもたらすものとみなしてはならない。この場合において、利益は、これらの二の額の差額とする。

#### 15条 損害の決定

15.5 補助金の交付を受けた製品の輸入が当該補助金の及ぼす影響(注)によりこの協定に定義する損害を与えていることが立証されなければならない。当該輸入と国内産業に対する損害との因果関係は、当局が入手したすべての関連する証拠の検討に基づいて明らかにする。当局は、当該輸入以外の要因であって、国内産業に対して同時に損害を与えていることが知られているいかなる要因も検討するものとし、また、これらの他の要因による損害の責めを当該輸入に帰してはならない。この点について関連を有することがある要因には、特に、当該補助金の交付を受けていない同種の製品の輸入の量及び価格、需要の減少又は消費態様の変化、外国の生産者及び国内生産者の制限的な商慣行並びに外国の生産者と国内生産者との間の競争、技術の進歩並びに国内産業の輸出実績及び生産性を含む。

#### 附属書I 輸出補助金の例示表

(i) 輸出される製品の生産において消費される輸入された投入物(利用できなかったものに対して通常の考慮を払う。)に対して課される輸入課徴金(注2)の額を超えて輸入課徴金の軽減又は払戻しを認めること。もっとも、特別の場合には、企業は、投入物の輸入及びこれに対応する製品の輸出の双方が合理的な

期間内(二年を超えないものとする。)に行われることを条件として、前段の規定による利益を得るため、輸入される投入物と量並びに品質及び特性を同一にする国産物品を当該輸入される投入物に代えて用いることができる。この点については、附属書2に規定する生産工程における投入物の消費に関する指針及び附属書3に規定する輸出補助金としての代替物に係る払戻制度の決定に関する指針に従って解釈する。

## 附属書II 生産工程における投入物の消費に関する指針

### (I)

1 間接税払戻制度は、輸出される製品の生産において消費される投入物(利用できなかったものに対して通常の考慮を払う。)に対して課される前段階の累積的な間接税の免除、軽減又は繰延べを認めることができる。同様に、輸入課徴金に係る払戻制度は、輸出される製品の生産において消費される投入物(利用できなかったものに対して通常の考慮を払う。)に対して課される輸入課徴金の軽減又は払戻しを認めることができる。

2 この協定の附属書1の輸出補助金の例示表は、同附属書の(h)及び(i)において「輸出される製品の生産において消費される投入物」について規定している。同附属書(h)に定めるところにより、間接税払戻制度は、輸出される製品の生産において消費される投入物に対して実際に課される前段階の累積的な間接税の額を超えて当該間接税の免除、軽減又は繰延べをもたらす場合には、輸出補助金となり得る。同附属書(i)に定めるところにより、輸入課徴金に係る払戻制度は、輸出される製品の生産において消費される投入物に対して実際に課される輸入課徴金の額を超えて当該輸入課徴金の軽減又は払戻しをもたらす場合には、輸出補助金となり得る。同附属書の(h)及び(i)の規定は、輸出される製品の生産において消費される投入物の使用に関する認定の際に、利用できなかったものに対して通常の考慮を払わなければならないことを規定している。同附属書(i)の規定は、適当な場合の代替について規定している。

(II) 調査当局は、この協定に基づく相殺関税の賦課のための調査の一部として投入物が輸出される製品の生産において消費されたかされなかったかを検討するに当たっては、次の規定に従うべきである。

1 間接税払戻制度又は輸入課徴金に係る払戻制度が、輸出される製品の生産において消費される投入物に対して課された間接税又は輸入課徴金の額を超える額による払戻しによって補助金を交付するものであると申し立てられた場合には、調査当局は、どのような投入物が輸出される製品の生産において消費されているか及び消費される当該投入物の額がいかなるものであるかを確認するための制度又は手続を輸出国の政府が有しているかいないか及び適用しているかいないかを最初に決定すべきである。調査当局は、当該制度又は手続が適用されていると決定した場合には、当該制度又は手続が合理的であるかないか、意図された目的上効果的であるかないか及び輸出国における一般的に認められた商業上の慣行に基づくものであるかないかを調べるため、当該制度又は手続を検討すべきである。調査当局は、情報を確認し又は当該制度若しくは手続が効果的に適用されていることを十分に確認するため、12.6の規定に従って実際的な調査を行うことが必要であると認めることができる。

2 1に規定する制度若しくは手続が存在しない場合、当該制度若しくは手続が合理的でない場合又は当該制度若しくは手続が設けられており、かつ、合理的であると認められるが、これが適用されていないか若

しくは効果的に適用されていないと認められる場合には、輸出加盟国が、超過して払戻しが行われているかいないかを決定するため、実際に消費された投入物に基づいて更に検討する必要がある。調査当局が必要と認める場合には、1の規定に従って、更に検討が行われる。

#### 附属書Ⅲ 輸出補助金としての代替物に係る払戻制度の決定に関する指針

##### (Ⅱ)

3 確認のための手続が存在しない場合、当該手続が合理的でない場合又は当該手続が設けられており、かつ、合理的であると認められるが、これが実際には適用されていないか若しくは効果的に適用されていないと認められる場合には、補助金は、存在し得るものとする。このような場合には、輸出加盟国が、超過して払戻しが行われているかいないかを決定するため、実際の取引に基づいて更に検討する必要がある。調査当局が必要と認める場合には、2の規定に従って、更に検討が行われる。

#### 附属書Ⅵ 12.6の規定に基づく現地調査に関する手続

7 現地調査については、提供された情報を確認し又は更に詳細な情報を入手することを主たる目的としていることにかんがみ、質問書に対する回答を受領した後に行うべきである。ただし、企業が同意し、輸出加盟国の政府が予定されている訪問調査について調査当局より通知され、かつ、当該政府が当該訪問調査に反対しない場合は、この限りでない。更に、訪問調査の前に、確認する情報の一般的な性格及び追加的に必要な情報について関係企業に通知することを標準的な慣行とすべきである。ただし、このことは、入手した情報に照らして更に詳細な情報の提供を現地において要請することを妨げるものではない。